

子ども読書活動推進計画

いずんべこ 『出水兵児読書活動推進計画』

平成19年3月

出 水 市

はじめに

今日の子どもたちは、映像メディアの発達や物質的な豊かさに心が翻ろうされ、内面の成長が追いつかない状態に陥りがちです。このような渦中に身を置かざるを得ない中であっても、子どもたちは自分の力で今と未来を生きていく力を身に付けようとするたくましさを持っています。そこには、旺盛な好奇心が宿っており、必然的に先人の知恵や勇気を求めつつあります。

知識欲というポジティブな動機が働くとき、多くの子どもたちが読書という方法に帰結します。かけがえのない本との巡り合い、広い世界に生きる喜び、人間のやさしさに触れられる読書に没頭できる環境が身近に存在することを祈らずにはられません。

出水市では、市内のすべての子どもが本を読む楽しさを知り、自主的に読書できるように、「目の前に本があり、目の前に温かい読み手の家族がいる」状態を始まりとするさまざまな読書環境を整備するためにこの計画を策定しました。策定に当たりましては、「出水市子ども読書活動推進計画策定委員会」や「出水市子ども読書活動推進計画検討部会」、また、多数の市民の皆様からご意見をいただきながら検討を進めてきました。御協力いただいた皆様に深く感謝申し上げます。

今後、市では、この計画に基づいて市民の皆様、関係機関の皆様と連携を図りながら、「読書活動日本一のまちづくり」を目標にして読書活動推進のための具体的な取組を進めてまいります。子どもが本との素敵な出会いができますよう一層の御理解と御支援をお願い申し上げます。

平成19年3月

出水市
出水市教育委員会

目 次

第1章	子ども読書活動の意義と計画の基本的な考え方	1
1	計画策定の背景	1
2	子どもの読書活動とは	2
3	子ども読書活動推進計画の基本的な考え方	3
	(1)計画策定の目的	
	(2)計画の目標	
	(3)計画の基本目標	
	(4)基本方針	
	(5)施策の実施期間	
第2章	子ども読書活動推進のための方策	7
1	方策の体系	7
2	家庭・地域における子どもの読書活動の推進	8
3	保育所、幼稚園・学校における子どもの読書活動の推進	13
4	公立図書館における子どもの読書活動の推進	21
第3章	社会的気運醸成のための普及・啓発	27
第4章	学校及び公立図書館などの関係機関、民間団体等が 連携した取組の推進	29
	参考資料	30

第1章 子ども読書活動の意義と計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景

平成11年8月、読書の持つ計り知れない価値を認識して、子どもの読書活動を国を挙げて支援するため、平成12年を「子ども読書年」とする旨の衆参両院の決議がなされました。また、平成12年1月には国会図書館の支部図書館として「国際子ども図書館」が設立され、同年5月に開館しました。さらに、同年12月に出された「教育改革国民会議報告書」では、「読み、書き、話すなど言葉の教育を重視すべきこと」が提言されました。このような中で、子どもの読書活動の推進のための取組を進めていくため、平成13年11月、議員立法により法案が国会に提出され、同年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」として公布・施行され、4月23日が「子ども読書の日」と定められました。引き続き、平成14年8月、国は、地方に対し、子どもの読書活動の推進のための取組を適切に行うよう促し、「子ども読書活動推進計画」を策定するよう通知しました。

このような国の動きは、情報メディアが高度化する中、テレビやビデオなどの映像メディアや携帯電話などの電子メディアの急激な発達・普及により、現在の社会環境が子どもたちを取り巻く生活環境や幼児期の読書習慣の形成にとって必ずしも良い状態でなく、いわゆる「活字離れ」・「読書離れ」となっていることに連動したものです。

鹿児島県は、平成16年2月に「鹿児島県子ども読書活動推進計画」を策定し、平成16年度から平成20年度までの概ね5年間で、家庭・地域・学校等、行政の果たす役割や具体的な取組などの指針を示しました。そして、翌年には公立図書館と学校図書館との合同の「鹿児島県図書館大会」が開催され、ともに連携を図っていく試みが実践され始めました。

その後、平成17年7月には「文字・活字文化振興法」が制定され、知的で心豊かな国民生活の実現にとって危機的な状況であることが社会的に認識され、10月27日を「文字・活字文化の日」とすることとなり、一段と読書活動の推進が望まれるようになりました。

2 子どもの読書活動とは

いつの時代も、子どもに限らず大人も含め人間にとって、読書は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠かせないものです。特に子どもの時期は、大人になるまでの様々な発育の過程において、外部からの作用に対し敏感な反応を示すだけに、恵まれた読書環境の有無は切実なことです。このことは、「子どもは、よい環境のなかで育てられ、よい遊び場と文化財を与えられる権利を持っている」という『児童憲章』や「遊びや文化的・芸術的生活への参加の権利」を認めた『子どもの権利に関する条約』からも明らかです。

子どもにとって読書はどういう意味があるのでしょうか。

読書は、子どもの旺盛な好奇心に応え、感性を高め、想像力を育んでくれます。読書を通じて、先人の知恵や勇気、人間のやさしさに触れることができます。子どもは読書を楽しみながら、広い世界を知り、生きている喜びに満たされます。本を読んでいるときの子どもの瞳は輝いています。そして、いろいろなことを感じとる豊かな力や自ら考え行動することのできる人間へと成長していきます。

しかし、現在は、高度な情報化社会の到来によりともすれば安易で断片的な情報に接することが主流な社会となりつつあり、今後は、この現象に益々拍車がかかるのではないかと思われます。出水市においても、このような映像メディア中心社会は子どもにとって必ずしも有用とは限らず、ともすれば読書離れを加速させる可能性があるという立場で子どもの読書活動を位置づけることとします。そして、子どもたちが読書活動を楽しむうちに、感動する心を培い、主体的に生きていく力を養うことが、将来の人づくり、故郷づくりにとって重要な要素でもあります。

3 子ども読書活動推進計画の基本的な考え方

(1) 計画策定の目的

活字離れ・読書離れが話題になってから久しくなります。この現象は、感性の育みという点や情報伝達及びコミュニケーションに不可欠な「言葉」の役割にも影響を与えています。言葉には「読む」、「聞く」、「書く」、「話す」の機能がありますが、読書の機会が少なければこれらの能力が低下する恐れがあります。子どもの読書環境を整備するためには、子どもと関わるすべての大人たちが、手と手を取り合い心と心を通わせて自分ができることを推進していくことが求められます。

出水市の子どもたちに本を好きになってもらいたい。そのためには、大人が本を好きなことが大切です。私たち大人は、読書によって、感動したり苦しみや悲しみを乗り越える力を身に付けたりしています。また、自分が体験したことがないことを知ったり、夢を描く力を養ったりしています。

出水市及び出水市教育委員会は、すべての子どもが、あらゆる機会とあらゆる空間で、自主的に読書を行うことができるよう市と市民が協働して子どもの読書環境の整備を進め、やがては「読書活動日本一のまちづくり」を築きあげられるように「子ども読書活動推進計画『出水兵児読書活動推進計画』」を策定します。

(2) 計画の目標

出水市は、『出水兵児読書活動推進計画』を策定し、具体的な方策を実践していくこととします。

この新しい運動は、子どもを対象としているものの、子どもの読書環境を育むためには、社会全体の役割が極めて大きいと考えられます。

このため、本計画を策定するに当たり、社会全体の役割が広く市民の間に浸透し、目標が円滑かつ順調に達成できるよう、目標として「読書活動日本一のまちづくり」を掲げるものです。

読書活動は、「家庭」・「地域」・「学校」・「図書館等公共施設」など、いろいろなところで行われています。これは、読書が個人の自由な意思の表れであることを意味しています。私たちは、読書によって言葉を学び、喜びや悲しみなど胸を打つ心の動きを知っています。また、本をめくる度に、新しい見聞きしたことのない世界観をいつの間にか自分のものとすると同時に、言葉で何かを創造する力を手にしています。全

国的に「読書離れ」が叫ばれる今日、子どもの時期にこそ、子ども自身の意思で読書活動が行われるような社会を作りあげたいと思います。出水市は、我がまちを「家庭」・「地域」・「学校」・「図書館等公共施設」等、市民の総力が一丸となった様々な方策が有機的に結合した読書活動推進の仕組みを立ち上げ、これらを継続実践していくよう努力します。

(3) 計画の基本目標

この推進計画では、「読書活動日本一のまちづくり」を実現するために次の三つを基本目標とします。

ア 子どもが読書に親しめる環境づくり

イ 社会全体での協働と連携の強化

ウ 子ども読書活動への理解・関心の高揚

(4) 基本方針

この計画で掲げた三つの目標を達成するために、次の五つの具体的な方針を定め、継続して実践に努めます。

ア 家庭・地域における子どもの読書活動の推進

乳幼児期から読書に親しむことができる環境をつくるために、家庭や地域での取組に努めます。

イ 保育所、幼稚園・学校における子どもの読書活動の推進

それぞれの年齢や発達段階に応じた読書活動に努めます。

ウ 公立図書館における子どもの読書活動の推進

公立図書館では、専門職員によるサービスや充実した図書館資料を提供するとともに、学校図書館や地域、家庭での読書活動への支援に努めます。

エ 社会的気運醸成のための普及・啓発

読書活動の意義について、家庭や地域での理解を得るとともに

関心を持たれるよう市民と行政が一体となって気運の高まりが形成されるよう努めます。

オ 学校及び図書館などの関係機関、民間団体等が連携した取組の推進

(5) 施策の実施期間

この計画に定めた各施策の実施期間は平成19年度から23年度までの5年間とします。

子どもに読書の楽しさを 子どもの感性を高めるため

そんな思いで子ども読書活動推進計画を作りました。
計画の名称は『出水兵児読書活動推進計画』です。

読書活動日本一のまちづくり

を主目標とし、次の3つの基本目標で支えます。

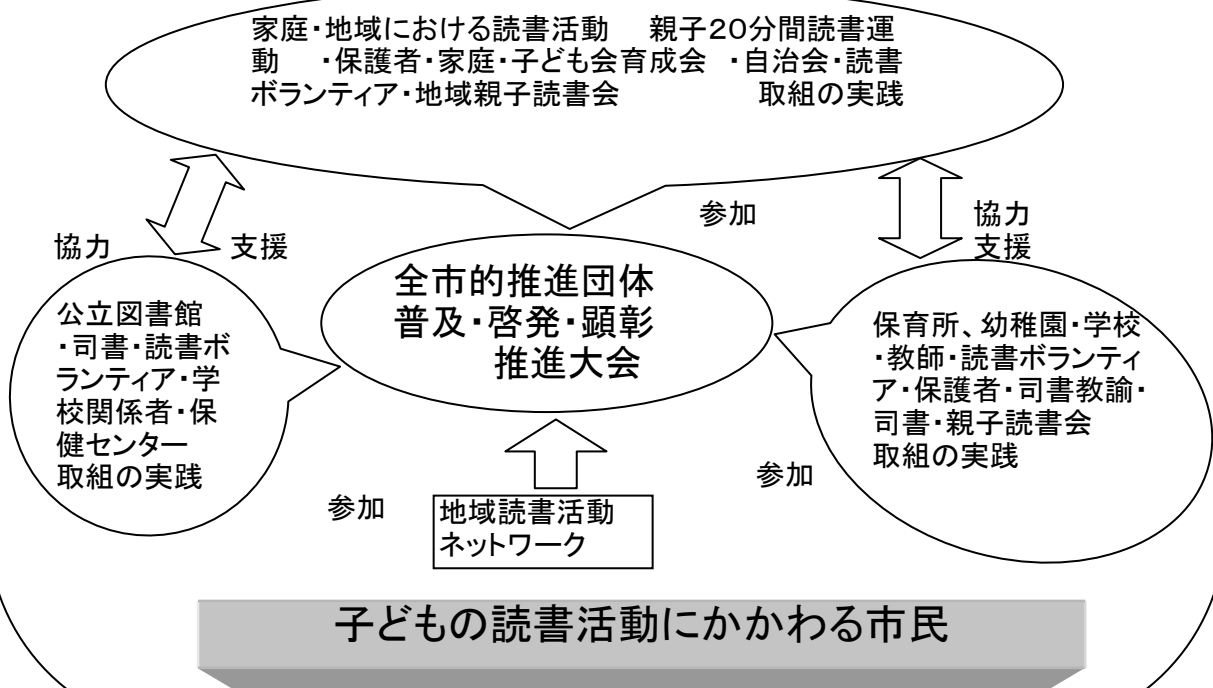
子どもが読書に親しめる環境づくり

社会全体での協働と連携の強化

子ども読書への理解・関心の高揚

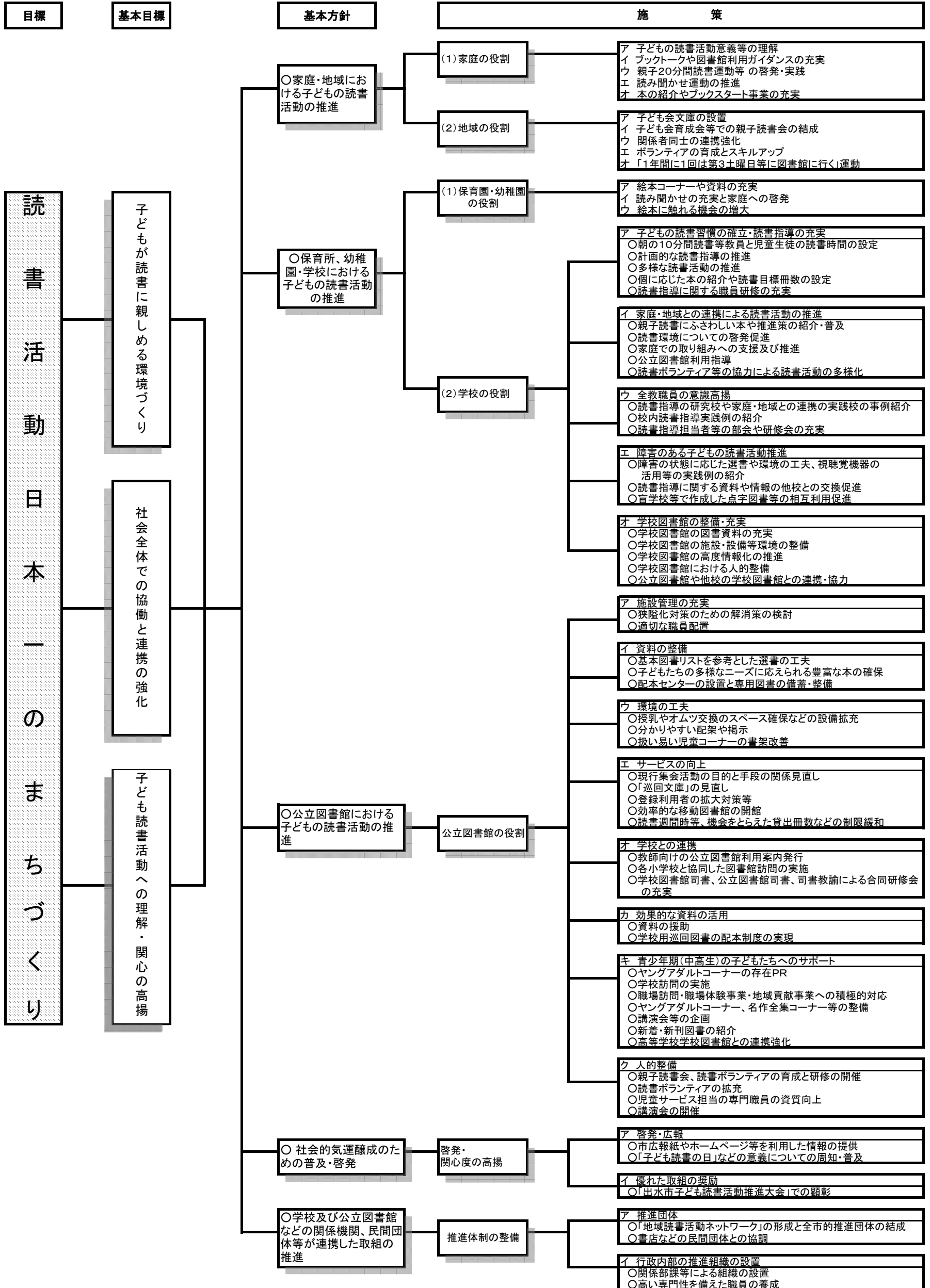
◎基本方針

- 家庭・地域における子どもの読書活動の推進
- 保育所、幼稚園・学校における子どもの読書活動の推進
- 公立図書館における子どもの読書活動の推進
- 社会的気運醸成のための普及・啓発
- 学校及び図書館などの関係機関、民間団体等が連携した取組の推進



第2章 子ども読書活動推進のための方策

1 方策の体系



2 家庭・地域における子どもの読書活動の推進

(1) 家庭の役割

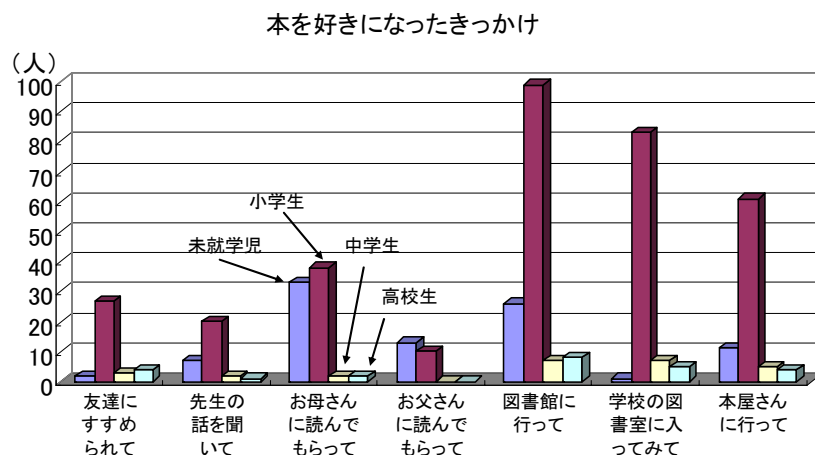
《視点》

子どもにとって家庭は、最も生活時間が多い場所です。また、言葉を交わす相手は家族であり、ありのままの気持ちが通いあう最も身近な人間がいるところです。お父さんやお母さんに読んでもらった絵本のことは誰でも心に残っているものです。絵本の読み聞かせは、母と子、父と子、おばあちゃんと孫、おじいちゃんと孫、先生と子どもといったように聞き手と読み手の心のつながりがあって成り立つものなのかもしれません。子どもと大人が絵本の世界を共有しながら心を通わせ、ともに至福の時を持てるのではないのでしょうか。

※読み聞かせ：子どもの感性を育むため、絵本や紙芝居などを読んで聞かせること。

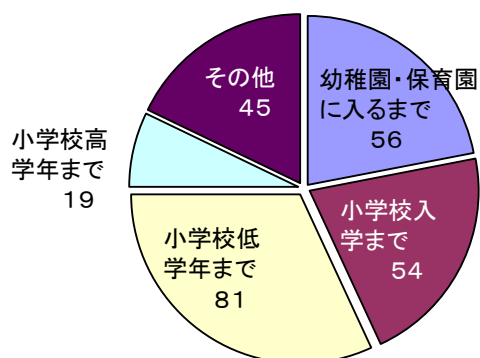
市立図書館が平成18年12月に行った読書アンケート調査の結果では、「本を好きになったきっかけ」という問いに対し、最も多かった答えは「図書館に行って」でした。次が「親に読んでもらって」、その次が「学校の図書室に入ってみて」という子どもの答えが寄せられています。また、大人の「子どもの読書は大事だと思うか」という問いへの答えは、99%の人が「思う」と答えています。

このようなことから、各家庭で大人と子どもと一緒に読書する時間を持つなど、日常生活の中に読書が定着していくような働きかけが大事になっています。



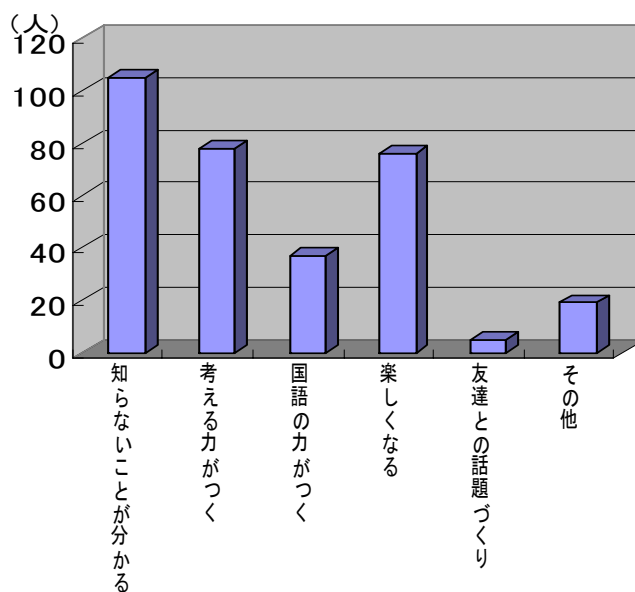
グラフ 1 公立図書館でのアンケート（本を好きになったきっかけ）子ども

子どもに本をよんであげたのはいつか



グラフ 2 公立図書館でのアンケート（本を読んであげた時期）大人

読書の大切さは何か



グラフ 3 公立図書館でのアンケート（読書の大切さ）子ども

《取組》

ア 子どもの読書活動意義等の理解

保護者や家庭は、講座等の受講を通し、子どもの読書活動の意義や必要性、親の役割について理解度を深めます。

イ ブックトークや図書館利用ガイダンスの充実

赤ちゃんは、お腹の中でお母さんの声を聞いています。出産前のお母さんの気持ちを和らげ、赤ちゃんとのコミュニケーションを図るために、読書ボランティアと協働で6か月健康相談時に絵本読み聞かせや絵本の紹介を充実します。

また、保健センター等でブックトークや、公立図書館利用のガイダンスを充実します。

※ **ブックトーク**：読書への興味を喚起するため、特定のテーマに沿っていくつかの本を選び、本の内容・著者・主題などについて紹介するもの

ウ 親子20分間読書運動等の啓発・実践

各家庭で、決まった曜日や時間に「親子20分読書運動」や「朝読み・夕読み運動」を実践する運動を呼びかけます。特に、毎月23日の『子どもとっしょに読書の日』には地域子ども会も含めて何らかの取り組みが始まるよう働きかけていきます。

※ **親子20分読書運動**：昭和35年、鹿児島県立図書館長が提唱した県民運動。「教科書以外の本を、子どもが20分くらい読むのを、お母さんが傍らに座って静かに聞く」という「母と子の20分間読書」がはじまりである。

※ **子どもとっしょに読書の日**：鹿児島県図書館協会が提唱しているもので、4月23日の「子ども読書の日」の趣旨を踏まえ、年間を通じて子どもと大人が地域全体で読書活動を推進する気運を高めることをねらいとしている。

エ 読み聞かせ運動の推進

図書館で行った読書アンケート調査で明らかになった事柄として「お父さんに本を読んでもらって本が好きになった」ということがあります。親子での読み聞かせはとても大切です。これからは、特に、お父さんやおじいさんたち、男性の声による読み聞かせも働きかけます。

オ 本の紹介やブックスタート事業の充実

幼稚園や保育園に通っていない子どもは、本に親しむ機会が少なくなりがちです。このため、公立図書館や保健センターでのブックスタート事業を読書ボランティアと協働で充実するよう努めます。

※ **ブックスタート**:赤ちゃんと保護者に絵本を開く楽しい体験といっしょに絵本を手渡し、心ふれあうひとときを持つきっかけをつくる活動。

(2) 地域の役割

《視点》

地域社会は、子どもにとって家庭や学校とは異なる人との交流の世界です。その中でも、特に、子どもにとって最も身近な存在は、子ども会です。市内には、平成18年度現在、229の自治会子ども会があります。そこでは、これまでも子どもが社会性を身につけ、豊かに育っていくうえで大きな役割が果たされてきました。とりわけスポーツ活動は、夏休み期間中を中心として盛んに取り組まれてきました。

これに比べて文化活動はどうでしょうか。ごく一部の地域子ども会では、文集の発行や読書感想文の発表が行われていますが、子どもの読書活動を担うまでには至っていないと思われます。この視点に基づき、高尾野図書館ではボランティアと協働で「地域子ども会読書のつどい」を開催し、毎年5子ども会が読み聞かせ会を体験してきています。この他、最近の傾向として、「放課後児童クラブ」の開設により新たな子ども同士の交流の場が生まれており、公立図書館ではここに本の団体貸出を行うなどの活動を始めました。また、女性団体のグループが市立図書館から団体貸出しを受けて、活動の場で閲覧の機会を設けるなど新しい動きが出てきています。これからは、子どもが読書に親しめるような条件を地域でも整備していくことが求められます。

《取組》

ア 子ども会文庫の設置

子どもが読書に親しむためには、「本」が子どもの身近にある

ことが重要です。各自治会の施設に、各家庭から持ち寄ったり図書館からの団体貸出を受けたりした本で、「子ども会文庫」が設けられるよう支援します。

イ 子ども会育成会等での親子読書会の結成

子どもが読書に親しむための条件である子どもと本をつなぐ「人」は、読書活動の推進に大きな役割を果たします。読書は本来、個人的な楽しみであり、公の活動は個人的な読書活動の向上にきっかけとなる働きとなることが究極的な目的です。このような意味で、家庭に最も身近な地域での活動はその作用が非常に効果的です。

平成18年9月現在、出水市内では12（約280人）の親子読書会が活動中ですが、いずれも幼稚園や学校を拠点としたものです。家庭に身近な親子読書会として、先ず、小学校区内に一つは地域を拠点とする親子読書会が結成されるよう支援します。

ウ 関係者同士の連携強化

現在、子どもの健全な育成のためにいくつかの組織が存在しており、今後においてもその役割は大きいと考えられます。地域における読書活動の進展は、「人」の占める割合が高いので、子ども会育成会、青少年育成推進協議会、各学校のPTA等の関係者の連携が図られるよう努めます。

エ ボランティアの育成とスキルアップ

市内には、幼稚園や学校を拠点とした親子読書会のほか、いわゆる、読書活動を支援するボランティアグループが6団体あります。当面、一つの小学校区に一つの読書ボランティアが組織されるよう働きかけていきます。また、市立図書館では毎年、親子読書会やボランティアを対象として読み聞かせ研修会を実施していますが、今後も引き続きスキルアップ研修会を開催していきます。そして、ボランティアがお互いに情報交換ができる場を提供するよう努めます。

オ 「1年間に1回は第3土曜日等に図書館に行く」運動

地域の子ども会や親子読書会を中心に、このような運動が広げられるように努めます。

3 保育所、幼稚園・学校における子どもの読書活動の推進

(1) 保育園・幼稚園の役割

《視点》

保育所（園）や幼稚園は、家庭とともに子どもが1日のうちの多くの時間を過ごす場であり、子どもの心身の成長に深い関わりをもっています。また、子どもにとっては、初めての集団生活の場であり、周りの人とともに多くのことを学ぶ場です。こうした集団の中で、絵本や物語を見たり聞いたりするとき、家庭とは違う雰囲気や一体感などを味わうことが多く、その上、友だちの興味や関心にも応じていくので幅広い読書体験ができます。

出水市内には平成18年度現在、保育園が17、幼稚園は9あります。各保育園、幼稚園の蔵書や絵本コーナーなどの設備面については、その規模や、入所・入園している子どもの数などにより様々で、すべての施設で子どもが本に親しめる環境が整っているとは言えません。各施設では、「保育所保育指針」や「幼稚園教育要領」を踏まえ、子どもの年齢やその日の子どもの状況に応じて絵本の読み聞かせなどに日常的に取り組んでいます。保護者に対しても、絵本の紹介や読書についての情報提供を行っているところもあります。

このように保育園や幼稚園において、子ども読書活動の推進に取り組んでいますが、まだ十分とは言えず、さらに充実した取り組みが必要です。

単位：冊

区分	出水 保育 園	西出 水保 育園	東出 水保 育園	米ノ 津保 育園	福之 江保 育園	大川 内保 育園	上場 保育 園	大久 保保 育園	江内 保育 園	野田 保育 園
冊数	856	388	1522	1042	866	141	50	550	192	412

平成18年度

表1：市立保育園の蔵書状況

《取組》

ア 絵本コーナーや資料の充実

絵本コーナーの設置や資料の充実など、各園での環境整備に努めます。

イ 読み聞かせの充実と家庭への啓発

園児が本に親しみを覚え、楽しさを感じることができるよう読み聞かせなどを進めると同時に、家庭での読み聞かせの啓発に努めます。

ウ 絵本に触れる機会の増大

異年齢交流において、小学生・中学生が幼稚園・保育園の幼児に読み聞かせを行うなど、子どもが絵本等に触れる機会が多様になるよう努めます。

(2) 学校の役割

《視点》

学校は、学齢期のすべての子どもが一日の長い時間を過ごす場です。そこでは、幼児期に比べ一気に世界が広がり、友達との会話や授業、自由読書などを通して言葉や本に親しむ機会が限りなく増えます。特に、小学生の時期は、文字をおぼえ、興味の対象も広がります。また、友達との交流の中でさまざまな人間関係を経験したり、生活体験の幅も広がったりしてきます。

読書についても、個人差はあるもののだんだんと長い物語を読みとおせるようになり、伝記や歴史・科学読み物にも興味をもつようになるなど読書領域が広がっていきます。また、「総合的な学習の時間」の導入や「調べ学習」で、図書館で本を使って分からないことを調べる機会は多くなってきています。

ところが、子どもを取り巻く社会環境はどんどん変化しています。小学生のうちから、「時間がないから」「他にやりたいことがあるから」という理由で図書館には行かないという子どもも多く、学校が週5日制になって生じた余暇時間も、読書よりは「ゲーム」「テレビ・ビデオ」などの映像メディア、「雑誌・マンガ」に向かう傾向があります。また、本を利用するとき子どもは、「本は役に立つもの」という意識は強いのですが、「調べたことをきっかけに、自分の知りたいことや興味のあることをもっと追求してみよう」というような読書まではなかなか結びつかない状況です。今後、読書の習慣化や読書力の向上、情報リテラシーの向上等の課題解決のためには、学校で取り組まれる読書活動の充実が不可欠です。

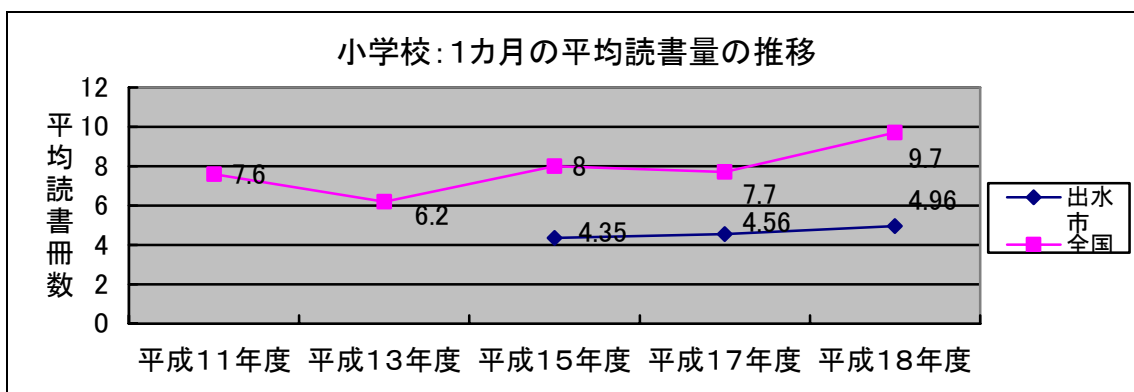
このような環境に対し、学校では、従来から国語などの各教科等における学習活動を通じて読書活動が推進されています。21世紀の子どもたちに求められる資質である「生きる力」を育成するために、読書活動を重要な要素の一つとして捉え、各教科・道徳・特別活動・総合的な学習等の時間において、多様な読書活動を展開しつつあります。平成18年度に下水流小学校が「読書活動優秀実践校」として文部科学大臣賞を受賞したのはその成果の表れです。

※ **生きる力**：第15期中央教育審議会第一次答申（平成8年7月）で示された、21世紀の子どもたちに求められる資質・能力のことをいう。

一方、児童生徒の読書量の状況はどうでしょうか。本市におけるここ5年間の5月における読書量を全国資料と比較すると、小学校にお

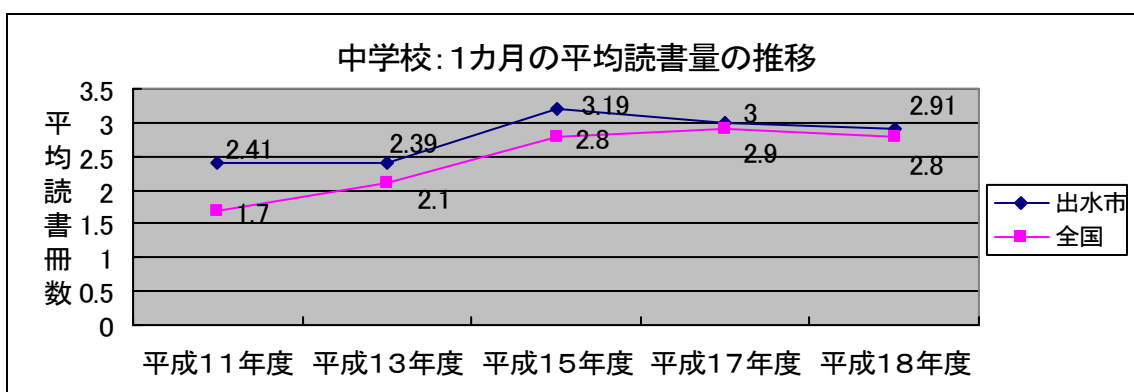
いては、緩やかな伸びを示してはいますが、全国の平均読書冊数を随分下回っています。しかしながら、平成18年10月に行った「児童生徒の1か月間の読書量調査」では、読書冊数が大幅に伸びています。中学校においては、ここ数年、全国平均をやや上回った冊数で推移しています。ところが、小学校とは違い、10月の調査での読書冊数の変化はあまりみられませんでした。

このことから、小学校においては、読書活動推進の取組がなされるとそれに比例して、子どもの読書活動も活発になります。読書活動を推進する教師や関係者の働きかけ如何によって子どもの読書量に変化を及ぼすと言えます。中学校においては、小学校とは違い、部活動など生活時間の変化により、読書にかける時間が少なくなっている現状もあり、小学校に比べ読書量が少なくなっていると思われます。



グラフ 4：小学校：1カ月の平均読書量の推移

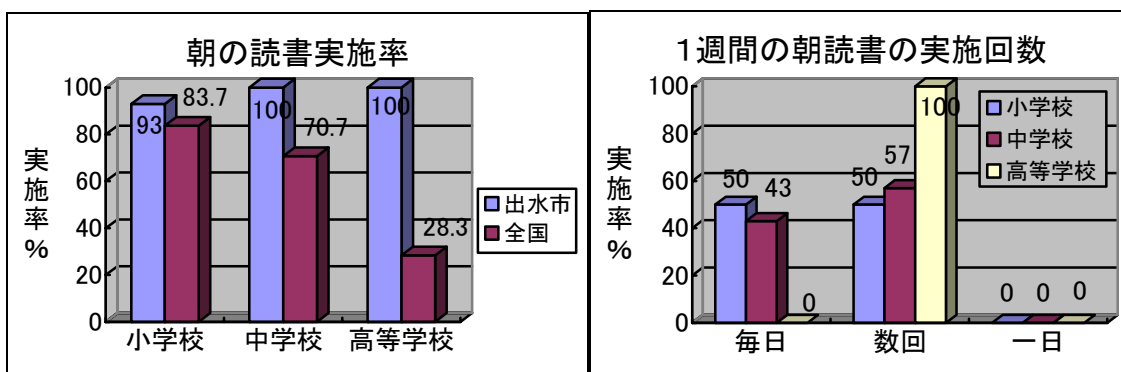
(平成11年度から17年度までは旧出水市、18年度は新出水市)



グラフ 5：中学校：1カ月の平均読書量の推移

次に、学校における読書活動はどうでしょうか。学校では、「朝の読書」を本市小中学校で実施しており、「静かな朝の一日のスタートをきることができ、学習への心構えができる」などの効果が挙げられています。本市は、全国に比べ「朝の読書」への取組状況は進んでいると言えますが、実施回数については、毎日実施している学校が半数と学校によって取組の違いがあります。

※朝の読書：学校で始業前に10分間程度、児童生徒と教員が、それぞれ自分で選んだ読みたい本を読むという活動。



グラフ 6：朝の読書実施率

グラフ 7：1週間の朝読書の実施回数

読書活動の推進のためには魅力的な学校図書館を機能させることが必要です。学校には、学校図書館があり、学校図書館が機能することで学齢期の子どもの読書を支えています。学校図書館は、「学校図書館法」において「学校の教育課程の展開」を支え、子どもたちの「健全な教養を育成することを目的として」学校に必ず置くものとされている施設です。ここでは、本来の機能を発揮するためには、豊富な資料、良好な施設、専門職員という図書館の基本を備えていることが要件です。そして、学校図書館を中心にした計画的な教育活動が学校全体で展開されることが重要です。本に接する機会を多く用意し、本の世界へ導く楽しい工夫を行っていけば、子どもたちと本との結びつきは今よりずっと強いものになっていきます。そのためには、子どもたちに適切な本を適切なタイミングで効果的に手渡すことができ、教師にも子どもにも信頼されたりする学校図書館の専門職員の存在が肝要です。子どもたちが読みたくなるような本が充実していて、いつも迎え入れてくれる人がいる。そんな読書環境を学校の中につくることが大切です。このほか、教職員自らが読書生活を豊かにするとともに、

全教職員が保護者や市民ボランティアと連携・協力して読書活動の推進に関わっていくことが大切です。

今後、学校図書館司書の全校配置に努め、学校図書館司書・司書教諭等専門職の資質の向上を図り、「人のいる、開かれた図書館づくり」を推進する必要があります。また、快適な学校図書館にするために、空調機器の整備やコンピュータの導入を推進する必要があります。さらに、学校図書館運営体制の整備と全教職員による校内体制づくり、公立図書館との相互支援・協力体制の整備・充実などが求められています。

※司書教諭：学校図書館の専門的業務にあたる職員のこと、教諭であることを前提とする。学校図書館法第5条に「学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭をおこななければならない」と規定されており、平成15年4月1日からは12学級以上の小・中・高・盲・聾・養護学校に司書教諭の配置が義務付けられた。

※学校図書館司書：学校図書館の仕事に携わっている事務職員を総称している。

《取組》

ア 子どもの読書習慣の確立・読書指導の充実

子どもが読書に親しみ、習慣化していくために、実態や校種に応じた次のような取組に努めます。

- 「朝の10分間読書」等、教員と児童生徒が読書をする時間の設定
- 読書や学校図書館の利用を指導計画に位置付けた意図的・計画的な読書指導の推進
- 読み聞かせや各種シアター等、児童生徒の実態に応じた多様な読書活動の推進
- 推薦図書を選定、推薦図書コーナーの設置、ブックトーク等、個に応じた本の紹介や読書目標冊数の設定
- 読書指導に関する職員研修の充実

イ 家庭・地域との連携による読書活動の推進

読書活動を家庭や地域に広げていくために、家庭への啓発や地域との連携を図り、学校・家庭・地域が一体となった次のような読書活動に努めます。

- 親子読書にふさわしい本や、家庭でできる読書推進策の紹介・普及
- 読書の意義や家庭における読書環境のあり方等についての家庭への啓発の促進
- 親子読書や朝読み夕読みの取り組みへの支援及び推進
- 公立図書館利用指導
- 読書ボランティアグループ等や公立図書館司書等の協力による読書活動の多様化

ウ 全教職員の意識高揚

読書指導を充実するためには、教職員自身が読書に親しむことが重要であるとともに、国語科だけでなく、教育活動全体の中で明確に位置づけることが必要です。そのため、全教職員共通理解のもと、読書指導を各教科・領域及び教育活動の中でどのように位置付けるかという年間計画を立案・実施していくために、次のような取組に努めます。

- 読書指導の研究校や家庭・地域との連携の実践校の事例紹介
- 司書教諭や学校図書館司書との連携を図った全校態勢による読書指導実践例の紹介
- 読書指導担当者等の部会や研修会の充実

エ 障害のある子どもの読書活動推進

障害のある子どもも豊かな読書活動ができるように、次のような読書活動支援に努めます。

- 障害の状態に応じた選書や環境の工夫、視聴覚機器の活用等の実践例の紹介
- 読書指導に関する資料や情報の他校との交換促進
- 盲学校等で作成した点字図書や、点字図書館等の点字データ・録音図書の相互利用の促進

オ 学校図書館の整備・充実

学校図書館は読書センターとしての機能と学習情報センターとしての機能を持ち、学校教育の中核的な役割を担うことが期待されており、様々な学習活動を支援する機能を果たしていくことが求められます。また、図書資料に関して、公立図書館の活用や他校の学校図書館と相互利用を行う等、連携・協力も大事なことから、次のような取組に努めます。

○学校図書館の図書資料の充実

国の「新学校図書館図書整備計画5か年計画」にある基準値を参考にした整備

○学校図書館の施設・設備等環境の整備

快適な環境で読書ができるような空調機の整備等必要な措置

○学校図書館の高度情報化の推進

蔵書管理の電算化を始め、インターネットを利用した本市内の学校等、公立図書館との情報の共有化

○学校図書館における人的整備

司書教諭と連携した学校図書館の運営を実現するための学校図書館司書の完全配置

○公立図書館や他校の学校図書館との連携・協力

所蔵資料補完のための公立図書館や他校図書館との所蔵資料の相互活用

読書指導のコーディネーター役の司書教諭、学校図書館司書、公立図書館職員、読書ボランティアグループとの定期的な情報交換や研修会の開催

4 公立図書館における子どもの読書活動の推進

公立図書館の役割

《視点》

出水市の図書館は、図書館3館、「移動図書館車」1台、17人の職員（うち有資格者：10人）、約21万冊（うち、児童書約7万冊：平成17年度末）の図書資料を所蔵し図書館サービスを展開しています。これらの市立図書館では、図書館資料の閲覧・貸し出しを始め、レファレンス、読書案内、集会活動を行っています。サービスに当たっては、合併を機に3館の蔵書ファイルデータ等を統合し、3館データベースを完備しました。これにより、データベースが構築され、市民は市のホームページで蔵書を検索することはもちろん、利用者カードの集約化が図られるとともに、予約も含めて最も身近な図書館で3館にある図書の貸し出しや返却ができるようになりました。

市立図書館では、子どもの多様なニーズに応えるために、絵本や読み物のほか、知識を高める本、趣味の本などを幅広く収集しています。収集に当たっては、「リクエスト制度」により「利用者の要望する資料はほぼ100パーセント提供する」という状態を維持しており、子どももこの制度を活用しています。

一方、子どもの図書館利用を促進するために、毎年、小学校1年生とその保護者に公立図書館利用案内を配付しています。収集された児童資料は、各館とも絵本コーナーやヤングアダルトコーナーのある児童開架コーナーに配架してあります。また、図書館を良く知ってもらうために、職場体験事業・図書館見学・地域貢献事業等を積極的に受け入れるほか、1日図書館員体験学習、絵本づくり教室などを主催し、新たな利用者の発掘に努めています。

「移動図書館」は、34箇所のステーションで不特定多数の利用者を対象としているほか、21箇所に巡回文庫を設置しています。この中には、小・中学校や児童クラブなど子どもを対象としたところもあります。また、顕著な傾向として、不登校の児童・生徒対象、小・中学校、市民団体の活動拠点等への団体貸し出しが増加しています。

※巡回文庫：利用者が直接図書館に来館しにくい地域の団体や施設に、30冊～50冊ないし数百冊程度の図書をセットにして貸し出す図書館活動。

読書の楽しさや感動を味わってもらうための取組は、図書館ボランティア、読書ボランティアとの協働が有効に結実しているものとして、各館での「定期的な読み聞かせ会」、「地域子ども会読書のつどい」、「読み聞かせ大会」等が挙げられます。

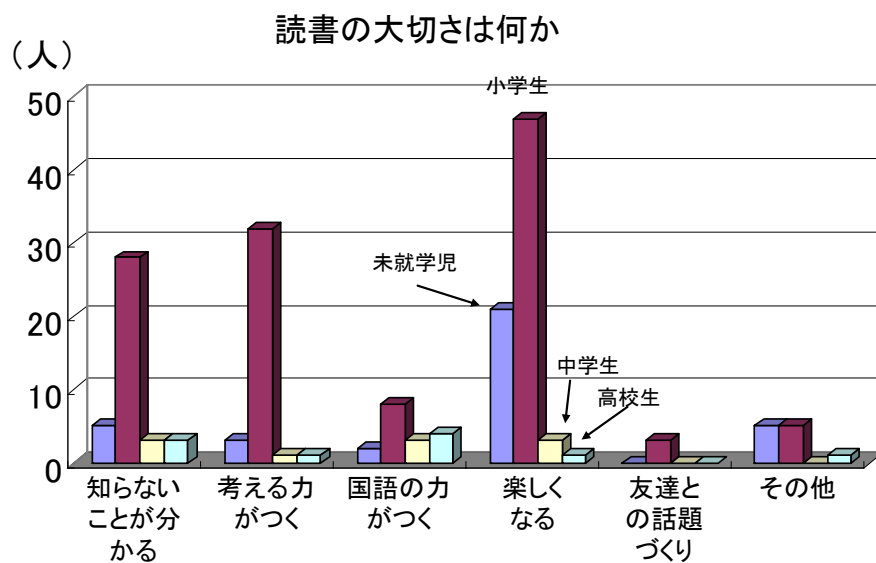
今後の課題としては、施設管理面では中央図書館・高尾野図書館狭隘化への対策、館全体の管理業務の充実が考えられます。資料の整備面では、図書等購入予算額の現行水準保持(住民一人当たり190円)や、効果的な収集資料の配架などが求められます。環境面では、小さい子どもの保護者が安心して本を選ぶことができるような工夫、授乳やオムツ交換のスペース確保など設備の拡充が必要です。

「読み聞かせ会」を中心とした集会活動の目的は、究極的には本を読む子どもや親を増大させることです。このため、限られた図書資料の有効な利用を実現するためにも、集会活動を通じて登録者を拡大する努力を行い、「図書館に親しむ事業」が利用者の貸し出し冊数の増加につながるようにシステムの見直しが必要です。また、様々な理由で図書館への来館が困難な子どもたちや、保育園・幼稚園など子ども入所施設における読書活動を支援するために、「移動図書館」の活発な使用の研究も必要です。

子どもと本をつなぐ立場である「図書館職員と読書ボランティア」の役割は大事です。公立図書館職員は子どもに対する理解を深め、子どもの気持ちや本についての知識を常に蓄えておくことが必要です。

青少年期(中学生、高校生)は心身ともに大きく変化していく大切な時期です。直面している切実な問題から趣味や娯楽、日常の生活や学習と、生活スタイルも非常に多様です。さらに、専門的な知識への欲求も高く、社会現象に対し、最も敏感な世代で、より多くの情報が必要としています。この世代の公立図書館の利用機会はぐんと減少します。その中でも、利用の多い夏休み期間や学校での定期試験の前中期は、読書より学習目的での利用となります。

多くの生き方や感じ方に触れ、自分自身の存在の意味や真実と考える力を養うとともに、豊かな心と生きる力を身に付けるためにも、中学校・高等学校とも連携を取り合い、青少年期の子どもの自主的な読書活動ができる環境づくりに努めます。



グラフ 8 公立図書館でのアンケート（読書の大切さ）

《取組》

ア 施設管理の充実

図書館サービスを充実するため、次のような取組に努めます。

- 狭隘化対策のための解消策の検討
- 適切な職員配置

イ 資料の整備

資料整備については次のような取組に努めます。

- 基本図書リストを参考とした選書の工夫
- 子どもたちの多様なニーズに応えられる豊富な本の確保
- 学校図書館の蔵書を補完する「配本センター」（公立図書館が収集した児童書の一部を毎年備蓄していき、定期的に各学校に備蓄した図書資料を配送するシステム）用の図書資料の整備

ウ 環境の工夫

図書館内の環境面では次のような取組に努めます。

- 授乳やオムツ交換のスペース確保など設備の拡充
- 分かりやすい配架や掲示
- 扱い易い児童コーナーの書架改善

エ サービスの向上

サービス面では次のような取組に努めます。

- 現行集会活動の目的と手段の関係見直し（例えば、本館以外での集会活動時には、状況に応じて同時に移動図書館を開館するなど）
- 「巡回文庫」の見直し。保育園や幼稚園など投資効果が高く見込まれる所を中心とした運営転換
- 登録利用者の拡大対策及び入館者に対する貸し出し者の割合増加対策の実施
- 効率的な移動図書館の開館
- 読書週間時等、機会をとらえた貸出冊数などの制限緩和

オ 学校との連携

「総合的な学習の時間」や「調べ学習」に対応するために、日頃から子どもたちが効果的に公立図書館を利用できるような体制を作っていく必要があります。現在でもクラス単位や学年単位での利用が行われていますが、迎える体制は十分とは言えません。限られた資料を有効に活用して、多くの子どもたちに読書の輪が広まるよう次のような対策に努めます。

- 教師向けの公立図書館利用案内発行
- 各小学校と協同した図書館訪問の実施
- 学校図書館司書、公立図書館司書、司書教諭による合同研修会の充実

カ 効果的な資料の活用

限られた図書館資料を有効に活用するため次のような取組に努めます。

- 児童書の学校図書館等への団体貸出や保管転換による資料の援助

※団体貸出：公立図書館で貸出を受けることができる相手として登録した団体は、1か月100冊を限度に貸出を受けることができるサービスのこと。

- 学校用巡回図書配本制度の実現

キ 青少年期（中高生）の子どもたちへのサポート

青少年期の子どもたちに対しては、次のような取組に努めます。

- ヤングアダルトコーナーの存在PRを中心とする青少年向けの利用案内の充実

※ヤングアダルトコーナー：YA（ヤングアダルト）世代とされる中高生や10代後半を対象に様々なジャンルから本を選択して設置したコーナー。

- 公立図書館の利用ノウハウや検索などについて説明する学校訪問の実施
- 総合的な学習や進路指導の一環である「職場訪問」や「職場体験事業」、「地域貢献事業」への積極的対応
- ヤングアダルトコーナーや名作全集コーナーの整備
- 本と出会い、本と親しみ、本を楽しむきっかけづくりとしての講演会等の企画
- 新着・新刊図書の紹介記事の掲示
- 高等学校学校図書館内での公立図書館サービス情報の掲示や市のホームページを活用したPR

ク 人的整備

読書活動の推進に携わる「人」について、次のような取組に努めます。

- 親子読書会、読書ボランティアの育成と研修の開催
- 読書ボランティアの拡充
- 児童サービスを担当する専門職員の資質向上
- 大人の読書に関する理解度を深めるための講演会開催

第3章 社会的気運醸成のための普及・啓発

1 啓発・関心度の高揚

啓発・関心度の高揚

《視点》

読書は、本来個人の自由な意思に基づいて行われるものです。本市では、子どもが読書の楽しさや大切さについて自覚し、自主的に読書するという未来社会を築き上げるためには、保護者や教師、地域の子どもを取り巻くすべての大人が読書の必要性を理解していただくことが不可欠の要素ではないかと考えました。このため、この計画により、展開される様々な活動が理解され、質的にも量的にも永久に継続され、一人ひとりの市民にとって「読書」が生活の一部となるように、あらゆる場で、あらゆる機会をとらえて「子ども読書活動の推進運動」・「読書活動日本一のまちづくり」を実現できるよう呼びかけていくこととします。

《取組》

ア 啓発・広報

啓発や広報の手段としては次のような取組に努めます。

○市広報紙やホームページ等を利用した「子どもの読書活動に関する情報」の提供

○4月23日の「子ども読書の日」などの意義についての周知・普及

- | | |
|----------------|---------------|
| ・国際子どもの本の日 | 4月 2日 |
| ・図書館記念日 | 4月30日 |
| ・子ども読書週間 | 4月23日から5月12日 |
| ・図書館振興の月 | 5月 |
| ・雑誌月間 | 7月21日から8月20日 |
| ・読書週間 | 10月27日から11月9日 |
| ・文字・活字文化の日 | 10月27日 |
| ・子どもといっしょに読書の日 | 毎月23日 |

イ 優れた取組の奨励

「出水市子ども読書活動推進大会」を開催し、身近な活動事例等の紹介や啓発につながる標語等の掲示を行い、地道に読み聞かせ活動等読書活動を実践している団体、活発な読書活動を展開している学校等を顕彰しその榮譽を称えるとともに活動を支援します。

第4章 学校及び公立図書館などの関係機関、民間団体等が連

携した取組の推進

推進体制の整備

推進体制の整備

《視点》

これまで個々の関係者や関係機関が、子どもの読書活動に関わってきましたが、有機的に結合したシステムとまでは至っていませんでした。これからは、この計画の実践の主体者が、十分ネットワークを作りあげ、この計画を実効性あるものとする努力が必要です。まずは、行政内部において読書活動に携わる関係部局による全庁的な推進組織の整備が求められます。その後、三つの公立図書館が核になって、関係機関や団体、市民で構成される「地域読書活動ネットワーク」を組織します。そして、最終的には、出水市全体の推進団体の形成を目指し、より積極的な推進活動を展開していくことが望ましいと考えます。

また、計画の総合的・継続的な推進のために、個々の取り組みの進捗状況を確認しながら、必要な見直しや課題の整理等進行管理を行うことも必要です。

《取組》

ア 推進団体

積極的な読書推進活動を図るために次のような取組に努めます。

- 「地域読書活動ネットワーク」の形成と全市的推進団体の結成
- 書店などの民間団体との協調

イ 行政内部の推進組織の設置

行政の組織化は次のような取組に努めます。

- 関係部課等による組織の設置
- 高い専門性を備えた職員の養成

参 考 资 料

子どもの読書活動の推進に関する法律

法律第154号(H13.12.12公布・施行)

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども(おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

公立図書館での読書アンケート調査 《子ども用》

このアンケートは、「出水市子ども読書活動推進計画」づくりに役立たせる

目的で計画しました。御協力くださいますようお願いいたします。

出水市教育委員会・市立図書館 平成18年12月

1 あなたの学年はどれですか。次の中から選んでください。()

- (1) 小学校に入る前 (2) 小学生 (3) 中学生 (4) 高校生

2 あなたは1ヶ月に本を何冊読みますか。()冊

3 あなたはどのような本が好きですか。次の中から一つだけ選んでください。

()

- (1) 小説や物語 (2) 伝記 (3) 科学読み物 (4) 絵本

- (5) 歴史ものがたり (6) 図鑑 (7) 趣味・スポーツ (8) その他

4 あなたは読書の大切さは何だと思えますか。次の中から一つだけ選んでください。()

- (1) 知らないことがわかる (2) 考える力がつく (3) 国語の力がつく

- (4) 楽しくなる (5) 友達との話題づくり (6) その他

5 あなたは、どのようなことがきっかけで本を好きになりましたか。次の中から

三つ以内で選んでください。()()()

- (1) 友達にすすめられて (2) 先生の話聞いて

- (3) お母さんに読んでもらって (4) お父さんに読んでもらって

- (5) 図書館に行って (6) 学校の図書室に入ってみて

- (7) 本屋さんに行って (8) その他()

公立図書館での読書アンケート調査 《大人用》

このアンケートは、「出水市子ども読書活動推進計画」づくりに役立たせる目的で計画しました。御協力くださいますようお願いいたします。

出水市教育委員会・市立図書館

平成18年12月

- 1 あなたは1ヶ月に本を何冊読みますか。 ()冊
- 2 あなたは子どもに本を読んであげたことはありますか。次の中から選んでください。 ()
(1)よくある (2)時々ある (3)あまりない (4)ない
- 3 子どもに本を読んであげたのはいつ頃ですか。次の中から選んでください。 ()
(1)幼稚園・保育園入園まで (2)小学校入学まで
(3)小学校低学年まで (4)小学校高学年まで
(5)その他()
- 4 あなたは読書の大切さは何だと思えますか。次の中から一つだけ選んでください。 ()
(1)知らないことがわかる (2)考える力がつく (3)国語の力がつく
(4)楽しくなる (5)友達との話題づくり
(6)その他()
- 5 子どもが読書するのは大切だと思えますか。次の中から選んでください。 ()
(1)思う (2)少し思う (3)あまり思わない (4)思わない

公立図書館での読書アンケート結果(子ども)

単位:冊

区分	1月に読む本の数					計
	0冊	1冊～3冊	4冊～6冊	7冊～9冊	10冊以上	
小学校に入る前の子ども	0	3	7	4	18	32
小学生	0	8	17	5	91	121
中学生	0	3	4	0	3	10
高校生	4	1	3	0	2	10
計	4	15	31	9	114	173

単位:人

区分	どんな本が好きか								計
	小説や物語	伝記	科学読み物	絵本	歴史物語	図鑑	趣味・スポーツ	その他	
小学校に入る前の子ども	1	0	0	32	0	4	1	0	38
小学生	56	14	3	24	4	6	9	10	126
中学生	8	0	0	0	0	0	2	0	10
高校生	9	0	0	0	0	0	1	0	10
計	74	14	3	56	4	10	13	10	151

複数回答形式

単位:人

区分	読書の大切さは何か						計
	知らないことが分かる	考える力がつく	国語の力がつく	楽しくなる	友達との話題づくり	その他	
小学校に入る前の子ども	5	3	2	21	0	5	36
小学生	28	32	8	47	3	5	123
中学生	3	1	3	3	0	0	10
高校生	3	1	4	1	0	1	10
計	39	37	17	72	3	11	168

単位:人

区分	本を好きになったきっかけ							計
	友達にすすめられて	先生の話聞いて	お母さんに読んでもらって	お父さんに読んでもらって	図書館に行って	学校の図書室に入ってみて	本屋さんに行って	
小学校に入る前の子ども	2	7	33	13	26	1	11	93
小学生	27	20	38	10	99	83	61	338
中学生	3	2	2	0	7	7	5	26
高校生	4	1	2	0	8	5	4	24
計	36	30	75	23	140	96	81	304

複数回答形式(3種類まで)

公立図書館での読書アンケート結果(大人)

単位:冊、人

区分	1月に読む本の数					計	平均
	0冊	1冊～3冊	4冊～6冊	7冊～8冊	10冊以上		
計	3	94	71	19	103	290	7.71

回答総数:290人

区分	子どもに本を読んであげたことがあるか				計
	よくある	時々ある	あまりない	ない	
計	107	105	36	44	292

回答総数:292人

区分	子どもに本を読んであげたのはいつか					計
	幼稚園・保育園に入るまで	小学校入学まで	小学校低学年まで	小学校高学年まで	その他	
計	56	54	81	19	45	255

回答総数:255人

区分	読書の大切さは何か						計
	知らないことが分	考える力がつく	国語の力がつく	楽しくなる	友達との話題づく	その他	
計	105	78	37	76	5	19	320

複数回答

単位:人

区分	子どもの読書は大事だと思うか				計
	思う	少し思う	あまり思わない	思わない	
計	283	10	0	0	293

回答総数:293人

【幼稚園における読書調査】

対象：出水市立幼稚園7園

①11月の1ヶ月間に、幼稚園で読み聞かせをした絵本、紙芝居等の冊数（平均44冊）

75	40	15	90	11	60	20	44.4
紫翠	東出水	米ノ津	米ノ津東	切通	荘	野田	平均

②食後等の時間を利用して、絵本の時間を設けているか（いる・いない）

○	○	○	○	○	○	○
紫翠	東出水	米ノ津	米ノ津東	切通	荘	野田

③貸し出し絵本を実施している園（いる・3園 いない・4園）

×	○	×	×	○	○	×
紫翠	東出水	米ノ津	米ノ津東	切通	荘	野田

④1年間に借りた絵本の1人あたりの平均冊数（大体でいいです）（2園を対象に平均40冊）

	10			70	3(10月から開始)	
紫翠	東出水	米ノ津	米ノ津東	切通	荘	野田

⑤幼稚園にある絵本、紙芝居等の蔵書数（平均735冊）

1800	570	500	610	365	500	800	735
紫翠	東出水	米ノ津	米ノ津東	切通	荘	野田	平均

⑥保護者会から、絵本を購入しているか。また、1年間の予算は？（平均10,467円）

20000	20000	5000	10000	0	3000	4800	10,467
紫翠	東出水	米ノ津	米ノ津東	切通	荘	野田	平均

⑦今年度、幼稚園備品で、絵本や紙芝居を購入したか（表の通り）

紙芝居10	パネルシアター	なし	紙芝居18	なし	なし	なし
紫翠	東出水	米ノ津	米ノ津東	切通	荘	野田

⑧読み聞かせグループがあるか（ある4園・ない3園）

○	○	○	○	×	×	×
紫翠	東出水	米ノ津	米ノ津東	切通	荘	野田

⑨1ヶ月間に、何回グループによる読み聞かせがあるか（4園を対象に月平均2回）

1	4	1	2			
紫翠	東出水	米ノ津	米ノ津東	切通	荘	野田

⑩幼稚園で、取り組んでいる読書活動をお書きください。

- ・毎週火曜日に、読み聞かせグループによる読み聞かせ実施。
- ・月刊絵本(物語絵本)の活用。
- ・降園指導時の教諭による読み聞かせ。
- ・教諭が数冊選び掲示したり、その中からその日の絵本をみんなで選んで読み聞かせを実施したりする。
- ・子どもたちが、自宅にある絵本の中から読んで欲しい絵本を持参し、全体の読み聞かせに活用。
- ・学校の巡回移動図書を利用し、園児と借りたい絵本を選び教諭が借りて読み聞かせに活用。
- ・気候に合わせ、木陰で読み聞かせを実施。

施策の実施計画

番号	実践者	施策名	実施時期		費用		備考
			平成19年度	平成20年度以降	人件費	その他経費	
1	家庭	子どもの読書活動意義等の理解			○	○	
2	家庭	ブックトークや図書館利用ガイダンスの充実			○		
3	家庭	親子20分間読書運動等の啓発・実践			○		
4	家庭	読み聞かせ運動の推進			○		
5	家庭	本の紹介やブックスタート事業の充実			○	○	
6	地域	子ども会文庫の設置			○		
7	地域	子ども会育成会等での親子読書会の結成			○		
8	地域	関係者同士の連携強化			○		
9	地域	ボランティアの育成とスキルアップ			○	○	
10	地域	「1年間に1回は第3土曜日等に図書館に行く」運動			○		
11	保育園 幼稚園	絵本コーナーや資料の充実			○	○	
12	保育園 幼稚園	読み聞かせの充実と家庭への啓発			○		
13	保育園 幼稚園	絵本に触れる機会の増大			○	○	
14	学校	「朝の10分間読書」等、教員と児童生徒の読書時間の設定			○		
15	学校	計画的な読書指導の推進			○		
16	学校	多様な読書活動の推進			○		
17	学校	個に応じた本の紹介や読書目標冊数の設定			○		

番号	実践者	施策名	実施時期		費用		備考
			平成19年度	平成20年度以降	人件費	その他経費	
18	学校	読書指導に関する職員研修の充実			○	○	
19	学校	親子読書にふさわしい本や読書推進策の紹介・普及			○		
20	学校	読書環境についての啓発促進			○		
21	学校	家庭での取組への支援及び推進			○	○	
22	学校	公立図書館利用指導			○		
23	学校	読書ボランティア等の協力による読書活動の多様化			○	○	
24	学校	読書指導の研究校や家庭・地域との連携の実践校の事例紹介			○	○	
25	学校	校内読書指導実践例の紹介			○		
26	学校	読書指導担当者等の部会や研修会の充実			○	○	
27	学校	障害の状態に応じた選書や環境の工夫、視聴覚機器の活用等の実践例の紹介			○	○	
28	学校	読書指導に関する資料や情報の他校との交換促進			○		
29	学校	盲学校等で作成した点字図書等の相互利用促進			○	○	
30	学校	学校図書館の図書資料の充実				○	
31	学校	学校図書館の施設・設備等環境の整備				○	
32	学校	学校図書館の高度情報化の推進				○	
33	学校	学校図書館における人的整備			○	○	
34	学校	公立図書館や他校の学校図書館との連携・協力			○		
35	公立図書館	狭隘化対策のための解消策の検討			○		

番号	実践者	施策名	実施時期		費用		備考
			平成19年度	平成20年度以降	人件費	その他経費	
36	公立図書館	適切な職員配置			○		
37	公立図書館	基本図書リストを参考とした選書の工夫			○		
38	公立図書館	子どもたちの多様なニーズに応えられる豊富な本の確保				○	
39	公立図書館	配本センターの設置と専用図書の備蓄・整備				○	
40	公立図書館	授乳やオムツ交換のスペース確保などの設備拡充				○	
41	公立図書館	分かりやすい配架や掲示			○		
42	公立図書館	扱い易い児童コーナーの書架改善			○	○	
43	公立図書館	現行集会活動の目的と手段の関係見直し			○		
44	公立図書館	「巡回文庫」の見直し			○		
45	公立図書館	登録利用者の拡大対策等			○		
46	公立図書館	効率的な移動図書館の開館			○		
47	公立図書館	読書週間時等、機会をとらえた貸出冊数などの制限緩和			○		
48	公立図書館	教師向けの公立図書館利用案内発行			○		
49	公立図書館	各小学校と協同した図書館訪問の実施			○		
50	公立図書館	学校図書館司書、公立図書館司書、司書教諭による合同研修会の充実			○	○	
51	公立図書館	資料の援助			○		
52	公立図書館	学校用巡回図書の配本制度の実現			○	○	
53	公立図書館	ヤングアダルトコーナーの存在PR			○		

番号	実践者	施策名	実施時期		費用		備考
			平成19年度	平成20年度以降	人件費	その他経費	
54	公立図書館	学校訪問の実施			○		
55	公立図書館	職場訪問・職場体験事業・地域貢献事業への積極的対応			○		
56	公立図書館	ヤングアダルトコーナーや名作全集コーナー等の整備				○	
57	公立図書館	講演会等の企画			○	○	
58	公立図書館	新着・新刊図書の紹介			○		
59	公立図書館	高等学校学校図書館内との連携強化			○		
60	公立図書館	親子読書会、読書ボランティアの育成と研修の開催			○	○	
61	公立図書館	読書ボランティアの拡充			○	○	
62	公立図書館	児童サービス担当の専門職員の資質向上				○	
63	公立図書館	講演会の開催			○	○	
64	行政	市広報紙やホームページ等を利用した情報の提供			○		
65	行政	「子ども読書の日」などの意義についての周知・普及			○		
66	行政・市民	「出水市子ども読書推進大会」での顕彰				○	
67	行政・市民	「地域読書活動ネットワーク」の形成と全市的推進団体の結成			○	○	
68	行政	書店などの民間団体との協調			○		
69	行政	関係部課等による組織の設置			○		
70	行政	高い専門性を備えた職員の養成				○	

出水市子ども読書活動推進計画策定委員会名簿

番号	区分	氏名	所属	備考
1	家庭	川崎 美保子	子育ての経験者	公募
2	地域	戸崎 繁	自治会連合会	
3	学校	川邊 成人	幼稚園・小学校長	西出水小学校長
4		牧菌 浩志	中学校長	大川内中学校長
5		中島 洋子	高等学校の代表者	出水工業高校
6	学識経験者	今釜 涼子	童話作家	
7		田所 睦美	図書館協議会委員	
8	行政関係者	溝口 省三	教育長	
9		東郷 英則	企画部長	
10		森本 和好	市民福祉部長	
11		吉田 盛孝	社会福祉課長	
12		寺園 里志	保健環境課長	
13		小野田 彰	教育部長	
14		肱黒 親志	教育総務課長	
15		筒井 一明	学校教育課長	
16		木原田 雅彦	学校教育課参事	
17		宇都宮 久雄	社会教育課長	
18		田島 英樹	図書館長	

出水市子ども読書活動推進計画検討部会員名簿

番号	区分	氏名	所属	備考
1	家庭	荒木 ひとみ	子育ての経験者	公募
2	学校	内村 陽子	小・中学校の司書教諭	
3		川俣 陽子	幼稚園教諭	
4		角 香菜子	学校図書館司書	
5	学識経験者	井手上 広	図書館ボランティア	
6		松元 良子	親子読書会	
7	行政関係者	木原田 雅彦	学校教育課参事	
8		園島 祐一	学校教育係長	
9		矢野 浩一郎	社会教育係長	
10		園島 好子	保健師	
11		児島 富子	保育士	
12		田島 英樹	図書館長	
13		畠山 義昭	図書館次長	
14		鳴海 重子	図書館主査	
15		野間口 淳	図書館主査	
16		諏訪園 直子	図書館主事	
17		木原 和美	図書館司書	



子ども読書活動推進計画

いずみへこ
『出水兵児読書活動推進計画』

◆発行日 平成19年(2007) 3月

◆発行 出水市・出水市教育委員会

鹿児島県出水市緑町1番3号

電話 0996-63-2111